

第10章 通知弁護士等

弁護士（税理士登録をしている者を除く。以下この章において同じ。）については、弁護士法第3条第2項において「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる」と規定されており、この規定と法第52条の税理士業務の制限の規定との調整を図るため、弁護士は、税理士登録を受けることなく、所属弁護士会を経由して、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができるとされている。

また、弁護士法人についても、弁護士と同様、所属弁護士会を経由して、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができるとされている。

したがって、税理士事務担当者は、これらの通知弁護士及び通知弁護士法人に関する事務については、法取扱規程等に定めるところにより、次のとおり実施する。

1 通知書の確認等

局の税理士事務担当者は、弁護士又は弁護士法人から、規則第26条第1項に規定する書面（以下この章において「業務開始通知書」という。）を受領した場合には、必要事項が記載されていることを確認した上で、法取扱規程に定めるところにより、税理士業務開始通知受領書を作成し、当該弁護士又は弁護士法人に交付する。

また、局の税理士事務担当者は、税理士業務開始通知受領書を交付したものについて、業務開始通知書及び税理士業務開始通知受領書の写しを編てつ保存する。

なお、弁護士法人については、その法人の社員全員が、税理士業務を行おうとする区域を管轄する国税局長に業務開始通知書を提出していることを確認した上で処理するものとし、提出していない社員がいる場合には、処理を留保し、当該弁護士法人に対してその旨を伝える。

2 名簿情報等の入力

1により税理士業務開始通知受領書を交付した弁護士又は弁護士法人（以下「通知弁護士等」という。）については、平成20年6月27日付官総6-82外1課共同「税理士システム事務処理要領（国税局用）の制定について」（事務運営指針）に定めるところにより、名簿情報等の入力を行う。

3 通知弁護士等への対応

通知弁護士等については、税理士業務を行う範囲において、税理士又は税理士法人とみなされ、税理士又は税理士法人の義務や責任等に関する税理士法の規定が適用されることから、税理士事務担当者は、第3章《情報の収集》から第6章《懲戒処分等》までに定めるところにより、通知弁護士等への対応を適切に行う。

【参考】

○ 税理士法（抄）

(税理士業務を行う弁護士等)

第 51 条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第 1 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 41 条から第 41 条の 3 まで、第 43 条前段、第 44 条から第 46 条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第 47 条、第 48 条、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第 33 条第 3 項及び第 33 条の 2 第 3 項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第 51 条第 1 項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。

3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第 1 項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第 33 条、第 33 条の 2、第 48 条の 16（第 39 条の規定を準用する部分を除く。）、第 48 条の 20（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士法人とみなす。

○ 税理士法施行規則（抄）

(税理士業務を行う弁護士等の通知)

第 26 条 法第 51 条第 1 項又は第 3 項の規定により税理士業務を行おうとする弁護士又は弁護士法人は、これらの項の規定により税理士業務を行う旨を記載した書面を、所属弁護士会を経由して、当該税理士業務を行おうとする区域を管轄する国税局長に提出しなければならない。

2 国税局長は、前項の書面を受理したときは、当該書面を受理したことを証する書面を同項の書面を提出した弁護士又は弁護士法人に交付しなければならない。

○ 税理士法基本通達（抄）

(弁護士法人の通知)

51-1 法第 51 条第 3 項の規定により弁護士法人が税理士業務を行うためには、当該弁護士法人が税理士業務を行おうとする区域を管轄する国税局長に通知するとともに、その法人の社員（弁護士）全員が、当該国税局長に対して法第 51 条第 1 項の通知をする必要があることに留意する。

○ 税理士法事務取扱規程（抄）

(税理士業務を行う弁護士の通知書面及び受領書)

第 15 条 規則第 26 条第 1 項に規定する弁護士が税理士業務を行う旨を記載した書面には、氏名、住所、弁護士事務所の名称及び所在地並びに弁護士名簿登録番号を記載させるものとし、当該書面を受理した国税局長は、税理士業務開始通知受領書（別紙第 14 号（その 1）様式）を作成し、当該弁護士に交付するとともに、その旨を国税庁長官に通知するものとする。

2 規則第 26 条第 1 項に規定する弁護士法人が税理士業務を行う旨を記載した書面には、名称、弁護士法人名簿届出番号、税理士業務を行う事務所の所在地（当該事務所が従たる事務所の場合は、主たる事務所の所在地を含む。）並びに社員である弁護士全員の氏名及び弁護士名簿登録番号を記載させるものとし、当該書面を受理した国税局長は、当該弁護士法人の社員全員が前項に規定する書面を提出した弁護士であることを確認の上、税理士業務開始通知受領書（別紙第 14 号（その 2）様式）を作成し、当該弁護士法人に交付するとともに、その旨を国税庁長官に通知するものとする。

第 11 章 退職予定者に対する指導等

税務職員が退職して税理士となった場合には、法第 42 条の規定により離職後 1 年間の税理士の業務が制限されている。

このため、税理士事務担当者は、法第 42 条に違反する行為の税務行政に与える影響の大きさに鑑み、次により、退職して税理士となる者に対して指導等を行う。

第 1 節 退職予定者への周知徹底等

1 法第 42 条の周知徹底

退職して税理士となる予定の職員に対しては、退職者に対する説明会等を活用するなどして、法第 42 条において業務が制限されていることの趣旨を十分説明し、法 42 条に抵触するような行為は言うに及ばず、法第 42 条に抵触しない場合であっても、誤解を招くような行為を行うことのないよう周知徹底を図る。

また、日頃から職員に対して、法第 42 条の業務制限について周知が図られるよう努める。

2 税理士法遵守についての注意喚起等

税理士には、法第 42 条に限らず税理士法上種々の義務等が課せられており、税務職員出身の税理士が、これらに違反した場合には、税理士制度に対する信頼に止まらず、税務行政に対する信頼が損なわれることにもなりかねないことから、税務職員出身の税理士に対しては、特に、税理士法に規定された義務等を遵守するよう注意を喚起する。

【参考】

○ 税理士法（抄）

（業務の制限）

第 42 条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後 1 年間は、その離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

○ 税理士法基本通達（抄）

（職の所掌）

42-1 法第 42 条に規定する「職の所掌」の範囲は、財務省設置法等関係法令又は地方公共団体の条例等の定めるところによるものとする。

（注）分掌すべき事務が、訓令等により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。

（所掌に属すべき）

42-2 法第 42 条に規定する「所掌に属すべき」とは、事件が国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となった者の離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属していること、及び依頼があった時点において、当該職の所掌に属することが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいう。

（事件）

42-3 法第42条に規定する「事件」とは、法第2条に規定する租税の課税標準等の調査（犯則取締り及び不服申立てを含む。）、徴収（不服申立てを含む。）及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする。

（社員税理士等に対する業務の制限）

42-5 社員税理士又は補助税理士は、法第42条の規定に抵触する事件については、従事する税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできないことに留意する。

第2節 法第42条ただし書の取扱い

法第42条に規定する業務の制限に関し、同条ただし書に規定する国税庁長官の承認を受けるための申請が行われた場合には、次により処理する。

なお、この承認は、極めて限られた場合にのみ行うものであることを十分踏まえ、法第42条ただし書に規定する承認申請を行おうとする者に対しては、事前に、承認の要件等を説明する。

1 申請書の提出

法第42条ただし書の規定による承認の申請は、「税理士法第42条ただし書の規定による承認の申請書」（様式12-1）（以下この章において「申請書」という。）により行わせるものとし、これを税理士事務所の所在地（税理士の登録を受けていない者にあつては税理士事務所設置予定地）を所轄する税務署長に提出させる。

署の税理士事務担当者は、申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを所轄国税局長に進達する。

なお、申請しようとする者から標準処理期間の提示を求められた場合には、申請のあつた都道府県国税局と国税庁が協議して定めた処理期間を標準処理期間として、提出窓口となる税務署又は国税局において示すこととする。

2 局における処理

局の税理士事務担当者は、1により税務署長から申請書の進達を受けたときは、当該申請の承認の可否に関する意見等を記載した「税理士法第42条ただし書の規定による承認の申請に対する意見書」（様式12-2）（以下この章において「意見書」という。）を作成し、これを当該申請書に添付して国税庁長官に進達する。この場合において、当該申請書を提出した者が次のイからニまでに掲げる者に該当するときは、このほか、それぞれに掲げる官公署の長から当該申請に対する意見書を徴し、これを当該申請書に添付することとする。

イ 離職前1年以内にその国税局（国税事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内の税務署に勤務していた者であるときは、当該税務署長

ロ 離職前1年以内に他の国税局又は他の国税局の管轄区域内の税務署に勤務していた者であるときは、当該他の国税局長

ハ 離職前1年以内に国税庁の附属機関に勤務していた者であるときは、当該附属機関の長

ニ 離職前1年以内に都道府県、又は市町村の公務員であつた者であるときは、その者が在職していた都道府県又は市町村の長

3 承認等の通知

2により国税局長から申請書の進達が行われたものについては、庁において、法第42条ただし書の規定による承認を与えるかどうかを決定した上で、「税理士法第42条ただし書の規定による承認の申請に対する承認（・却下）通知書」（様式12-3）により当該申請書を提出した者に通知するとともに、関係国税局長にその旨併せて通知（当該申請書を提出した者が2の二に掲げる者に該当するときは、2の二に掲げる都道府県又は市町村の長に対しても通知）するので、通知を受けた局の税理士事務担当者は、その旨を関係税務署長に通知する。

【参考】

○ 税理士法基本通達（抄）

（国税庁長官の承認基準）

42-4 法第42条ただし書に規定する「国税庁長官の承認」は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 申請者の税理士事務所の所在する地方における税理士数が過少であること等の事情があり、納税者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るために承認を与える必要があると認められる場合
- (2) 申請者が離職前1年以内に勤務した税務官公署の所在地から遠隔の地に税理士事務所を設けたこと、申請者が離職前1年以内においてその税理士事務所の所在地を管轄する税務官公署において租税の課税標準等の調査、徴収等に関する事務に従事していた期間が短期間であったこと等の事情があり、申請者の在職中の地位、期間、経歴、品行等に照らして、申請者と個々の依頼者との間に不当な情実関係の生ずるおそれがないと認められる場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、具体的事情を総合的に勘案し、納税者の便宜を図るために承認を与えることが適当であり、かつ、承認を与えても特に弊害がないと認められる場合

○ 税理士法施行規則（抄）

（業務制限に関する承認申請）

第20条 法第42条ただし書の規定による国税庁長官の承認を受けようとする者は、その旨並びにその者が離職前1年以内に占めていた職の所掌に属する事務及び離職の事由を記載した申請書を、その者が登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の所属事務所の所在地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第12章 犯罪収益移転防止法

犯罪収益移転防止法は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存等の措置を講ずることにより、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。

上記の特定事業者には税理士又は税理士法人が掲げられ、その主務大臣は財務大臣とされているところであるが、犯罪収益移転防止法施行令によりその権限の一部が、国税局長及び税務署長に委任されていることから、税理士事務担当者は、犯罪収益移転防止法に関する事務について、次により行う。

1 税理士又は税理士法人に課せられる義務

(1) 取引時確認等

税理士又は税理士法人は、顧客との間で、特定業務^(注1)のうち特定取引^(注2)を行うに際しては、取引時確認を行わなければならない。

(注1) 税理士法第2条若しくは第48条の5に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする以下の行為の代理又は代行（以下「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの

- ・ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ・ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続
- ・ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

※ 租税、罰金、過料等の納付は除く。

※ 成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く。

(注2) 以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結

- ・ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ・ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続
- ・ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

(2) 確認記録の作成義務等

税理士又は税理士法人は、取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない。

(3) 取引記録等の作成義務等

特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければならない。

2 情報の収集

税理士事務担当者は、税理士又は税理士法人が犯罪収益移転防止法に定める「本人確認義務等」、「本人確認記録の作成義務等」、「取引記録の作成義務等」に違反している若しくは違反の疑いがあるなどの情報を入手した場合は、「第3章 第1節 情報収集要領等」に準じて行うこ

ととする。

3 報告

税理士事務担当者は、犯罪収益移転防止法の施行に必要と認めるときは、税理士又は税理士法人に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることとする。

4 立入検査

税理士事務担当者は、犯罪収益移転防止法の施行に必要と認めるときは、税理士又は税理士法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問することとし、立入検査の実施に当たっては、「第4章 第2節 調査」に準じて行うこととする。

なお、検査に当たっては、犯罪収益移転防止法施行規則第18条に定める身分証明書を必ず携帯し、これを税理士又は税理士法人に対して提示するとともに、犯罪収益移転防止法に規定する立入検査である旨を明確に伝え、立入検査に対する協力を得るよう努める。

5 指導等

税理士事務担当者は、犯罪収益移転防止法に定める税理士又は税理士法人による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、税理士又は税理士法人に対し、必要な指導、助言及び勧告（以下「行政指導」という。）を行う。

なお、犯罪収益移転防止法の適正かつ円滑な実施を確保するため、税理士又は税理士法人に対して行政指導を行う際には、「第5章 第2節 4行政手続法の適用」に準じて行うこととする。

6 進達（是正命令）

局の税理士事務担当者は、管内の税務署長からの報告又は他の国税局長からの通報等により、税理士又は税理士法人が犯罪収益移転防止法に定める「本人確認義務等」、「本人確認記録の作成義務等」及び「取引記録等の作成義務等」に違反し、当該違反について財務大臣名で是正命令を行う必要があると認める場合には、国税庁と事前に協議するとともに、「第6章 懲戒処分等」に準じ、国税庁長官への進達を行う。

【参考】

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日号外法律第22号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときは、これに移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充ててを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第4条第1項第1号に規定する本人特定事項をいう。第3条第1項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下

「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

1 (省略)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一～四十五 (省略)

四十六 税理士又は税理士法人

(取引時確認等)

第4条 特定事業者(第2条第2項第42号に掲げる特定事業者(第11条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、第1号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)

二～四 (省略)

別表(第4条関係)

第2条第2項第一号から第四十一号に掲げる者	(省略)	(省略)
第2条第2項第四十三号に掲げる者	司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条若しくは第29条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続(政令で定めるものを除く。)についての代理又は代行(以下この表において「特定受任行為の代理等」という。)に係るもの 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。) 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前2号に該当するものを除く。)	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第2条第2項第四十四号～第四十五号に掲げる者	(省略)	(省略)
第2条第2項第四十六号に掲げる者	税理士法(昭和26年法律第237号)第2条若しくは第48条の5に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第1号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場合において、第1号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第1号に掲げる事項の確認は、第1号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第8条第1項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度に

おいて行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第6項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前2号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3 第1項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第6条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるものについては、適用しない。

4 特定事業者は、顧客等について第1項又は第2項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第1項又は第2項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第1項又は第2項の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	第1項	次の各号（第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、第1号）	第1号
	第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第1号に掲げる事項）	前項第1号に掲げる事項
人格のない社団又は財団	第1項	次の各号	第1号から第3号まで
	第1項第1号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第1項第3号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容

	第2項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況	前項第1号から第3号までに掲げる事項
--	-----	---	--------------------

6 顧客等及び代表者等（前2項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第1項若しくは第2項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

（確認記録の作成義務等）

第6条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、7年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第7条

1 （省略）

2 第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。）を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前2項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければならない。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第10条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告）

第14条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第15条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 （省略）

（指導等）

第16条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（是正命令）

第17条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項、第6条、第7条、第8条第1項若しくは第2項又は第9条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（行政庁等）

第21条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一～十二 （省略）

十三 第2条第2項第36号及び第46号に掲げる特定事業者 財務大臣

十四～十七 （省略）

2～10 （省略）

（主務大臣等）

第22条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第4号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣

イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第1項に定める行政庁である大臣
ロ～ホ （省略）

二～四 （省略）

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年2月1日政令第20号）（抄）

（司法書士等の特定業務）

第9条 法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 租税の納付

二 罰金、料料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

三 過料の納付

四 成年後見人、保険業法第242条第2項又は第4項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

2 法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄第2号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 株式会社 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転

ハ 定款の変更

ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定

二 持分会社 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割

ハ 定款の変更

ニ 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任

3 法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄第2号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人

二 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

三 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社

四 民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合契約によって成立する組合

五 商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合

六 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合

七 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合

八 信託法第2条第12項に規定する限定責任信託

4 法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄第2号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一 前項第1号に掲げる法人 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 合併

ハ 規約の変更

ニ 執行役員の選任

二 前項第2号に掲げる法人 次のいずれかの事項

イ 設立

ロ 合併

ハ 定款の変更

- ニ 理事の選任
- 三 前項第3号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 定款の変更
 - ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定
- 四 前項第4号から第7号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更
- 五 前項第8号に掲げる信託 次のいずれかの事項
 - イ 信託行為
 - ロ 信託の変更、併合又は分割
 - ハ 受託者の変更

(司法書士等の特定取引)

第10条 法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項から第2条第2項第43号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

- 一 特定受任行為の代理等(法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄第3号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が200万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。)
- 二 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

(本人確認済みの顧客等との取引等)

第11条 第8条及び前条第1号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等(法第4条第3項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項(第2号、第4号及び第6号を除く。)及び次項において同じ。)との取引であつて、当該特定事業者(第3号及び第4号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。

- 一 当該特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
- 二 当該特定事業者が次条各号(第3号を除く。以下この項において同じ。)に掲げるものと既に取り引を行ったことがあり、その際に法第4条第3項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
- 三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第8条第1項第1号に定める取引(同号ムに該当するものを除く。次号において同じ。)を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
- 四 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第8条第1項第1号に定める取引を行う場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取り引を行ったことがあり、その際に法第4条第3項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合
- 五 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該特定事業者に対して当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合
- 六 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取り引を行ったことがあり、その際に法第4条第3項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該特定事業者に対して当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

2 第8条第1項及び前条第2号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

- 一 取引の相手方が契約時本人確認(第8条第1項第1号ム、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ及び第6号ロ並びに前条第2号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認(当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認)をいう。次号において同じ。)に係る顧客等又は代表者等になりすまししている疑いがある場合における当該取引
- 二 契約時本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等との取引

(少額の取引等)

第13条

1 (省略)

2 法第7条第2項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

- 一 法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄第3号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が200万円以下のもの
- 二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第7条第2項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第31条 法第2条第2項第43号に掲げる特定事業者に対する法第13条、第14条第1項及び第15条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、当該特定事業者の事務所（税理士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する国税局長及び税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 第1項に規定する財務大臣の権限で、法第2条第2項第43号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第2条第2項第43号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年2月1日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）（抄）

(身分証明書の様式等)

第18条 法第14条第1項又は第17条第3項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一～二 (省略)

2 法第20条第1項から第4項までに規定する行政庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の内部部局（法第14条第1項の規定による立入検査に関する事務を所掌するものに限る。）の局長並びに外局及び地方支分部局の長（立入検査の権限の委任を受けた者に限る。）、都道府県知事又は警視總監若しくは道府県警察本部長は、当該職員に対し、身分証明書を発行することができる。

第13章 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合のうち、事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（以下「組合」という。）については、組合が組合員の事業の改善発達を図ることを目的とするものであり、組合員の業種を所管する行政庁が組合そのものを所管することが合理的であることなどの理由から、組合員の資格として「税理士事務所」が定款に定められている場合には、財務大臣（財務省）が所管することとされている。

また、この所管する組合に関して、中小企業等協同組合法に規定する権限のうち特定のものについては、同法施行令により国税局長に委任されていることから、局の税理士事務担当者は、これらの組合（全国を地区とするものを除く。）に関する事務について、次により行う。

なお、税理士事務所以外の業種を組合員の資格として定款に定める組合については、他の所管府省（局内酒税課（沖縄国税事務所にあっては間税課）を含む。以下同じ。）との共管となることから、当該事務を行うに当たっては他の所管府省との協議を行う必要があることに留意する。

1 設立の認可及び定款変更の認可

設立又は定款の変更の認可申請が行われた場合には、中小企業等協同組合法の規定に基づいて、適切に処理する。

なお、この場合、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき、又は事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるときを除き、認可しなければならないことに留意する。

2 指導・監督

局の税理士事務担当者は、所管する組合について、その業務が法令等に違反する疑いがあると認める場合など、必要に応じて、中小企業等協同組合法の規定に基づき検査等を行う。

また、組合から決算関係書類が提出された場合には、それらの書類により組合の運営が適正に行われているかどうかを確認した上で綴てつ保存する。

3 その他

中小企業庁から、中小企業庁設置法第4条第2項の規定に基づく報告又は資料の提出その他必要な協力を求められた場合には、適切に対応する。

【参考】

○ 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）

（設立の認可）

第27条の2 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2～3 （省略）

4 行政庁は、前2項に規定する組合以外の組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

5～6 (省略)

(総会の議決事項)

第 51 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 四 経費の賦課及び徴収の方法
 - 五 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更(信用協同組合及び第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第 27 条の 2 第 4 項から第 6 項までの規定を準用する。

4 (省略)

(不服の申出)

第 104 条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を採らなければならない。

(検査の請求)

第 105 条 組合員又は会員は、その総数の 10 分の 1 以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(決算関係書類の提出)

第 105 条の 2 組合(信用協同組合及び第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会を除く。)及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

2 第 40 条の 2 第 1 項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前 2 項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

(報告の徴収)

第 105 条の 3 行政庁は、毎年 1 回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関し必要な報告を徴することができる。

3～5 (省略)

(検査等)

第 105 条の 4 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2～5 (省略)

6 第 1 項から第 4 項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第 1 項から第 4 項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解してはならない。

(法令等の違反に対する処分)

第 106 条 行政庁は、第 105 条の 3 第 2 項の規定により報告を徴し、又は第 105 条第 2 項若しくは前条第 1 項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

3 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から 20 日を経過した日にその効力を生ずる。

(所管行政庁)

第 111 条 この法律中「行政庁」とあるのは、第 65 条第 1 項及び第 74 条第 2 項（第 75 条第 3 項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第 9 条の 9 第 1 項第 1 号又は第 3 号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第 4 号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二～六 （省略）

2～3 （省略）

4 行政庁は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5～6 （省略）

【 様 式 編 】

【 様 式 編 】

様式2-1 (税理士法第49条の3第1項ただし書の規定による支部設置 の承認申請書)	1
様式2-2 (税理士法第49条の3第1項ただし書の規定による支部設置 の(承認・却下)通知書)	2
様式3-1 (税理士等情報連絡せん(税理士事務担当用))	3
様式3-2 (税理士等情報管理簿(署用))	5
様式3-3 (税理士等情報管理簿(局用))	6
様式4-1 (税理士等実態確認表)	7
様式4-2 (税理士法人実態確認表)	9
様式4-3 (調査事績書(署用))	11
様式4-4 (調査事績書(局用))	12
様式4-5 (調査情報連絡せん)	13
様式6-1 (送達記録書)	14
様式7-1 (弁護士登録の有無について)	15
様式7-2 (公認会計士登録の有無について)	16
様式8-1 (税理士登録申請書副本受付簿(署用))	17
様式8-2 (税理士登録申請書副本受付簿(局用))	18
様式8-3 (税理士資格等の確認表)	19
様式9-1 (臨時の税務書類の作成等の許可申請書)	20
様式12-1 (税理士法第42条ただし書の規定による承認の申請書)	21
様式12-2 (税理士法第42条ただし書の規定による承認の申請に 対する意見書)	22
様式12-3 (税理士法第42条ただし書の規定による承認の申請に 対する(承認・却下)通知書)	23

税理士法第 49 条の 3 第 1 項ただし書の規定に
よる支部設置の承認申請書

発 遣 番 号
平成 年 月 日

国 税 局 長
殿
沖縄国税事務所長

税理士会会長

本会は、税理士法第 49 条の 3 第 1 項ただし書の規定による支部について、
下記のとおり設置したいので、承認を申請します。

記

- 1 支部の名称及び地区
- 2 支部の会員
- 3 決議機関及び決議年月日
- 4 申請理由
- 5 その他参考事項

(日本工業規格 A 4)

(記載要領)

- 1 「支部の名称及び地区」欄の地区には、支部の地区内の税務署名を記載する。
- 2 「支部の会員」欄には、会員総数及び税務署ごとの会員数を記載する。

税理士法第 49 条の 3 第 1 項ただし書の規定によ

る支部設置の { 承認
却下 } 通知書

発 遣 番 号
平成 年 月 日

税理士会会長 殿

国 税 局 長
沖縄国税事務所長

平成 年 月 日付（発遣番号）により、貴会から申請のあった
税理士法第 49 条の 3 第 1 項ただし書の規定による支部の設置については、

{ 申請のとおり承認
却 下 } したから、通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して 60 日以内に、国税庁長官に対して審査請求をすることがで
きます。

（日本工業規格 A 4）

税理士等情報連絡せん（税理士事務担当用）

連絡等年月日		作成 署		署 長	副署長	総務課長	税理士 専門官	税理士事務 担 当 者
		署						
情 報 対 象 者	氏名又は名称				税理士等番号 又は職業等			
	事務所所在地	(電話 — —)						
	住所又は主たる 事務所の所在地	(電話 — —)						
収 集 先	氏名又は名称				業 種 等			
	住 所 等	(電話 — —)						
	収 集 端 緒	1. 調査等 2. 投書探聞等 3. 税理士会 4. その他 ()						
	収 集 年 月 日	平成 年 月 日						
情 報 内 容 及 び 参 考 事 項								
局 整 理 欄								

「税理士等情報連絡せん（税理士事務担当用）」の記載要領等

- 1 この情報連絡せんは、税理士事務担当者が、税理士等又は税理士等でない者の税理士法等に違反する行為又は事実に関する情報を把握した場合に、当該情報を税理士監理官に連絡するときに使用する。
- 2 「情報対象者」欄は、情報連絡の対象となる行為等を行った者の区分に応じて次のとおり記載する。
 - (1) 税理士又は通知弁護士
氏名、税理士番号（通知弁護士番号を含む。）、事務所の所在地及び住所を記載する。
 - (2) 税理士法人又は通知弁護士法人
名称、税理士法人番号（通知弁護士法人番号を含む。）及び事務所の所在地を記載するほか、当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所の所在地を記載する。
 - (3) 税理士等でない者
氏名又は名称、職業（業種）、事務所の所在地及び住所を記載する。
- 3 「収集先」欄は、この情報連絡せんに係る情報を収集した者について、氏名又は名称、業種等及び住所等を記載するとともに、収集端緒及び収集年月日を記載する。
- 4 「情報内容及び参考事項」欄は、違反行為等の内容をできるだけ具体的に記載し、別途参考資料等を添付する場合には、その旨記載する。

税理士等情報管理簿（署用）

様式3-2

区 分	收受年月 日	作成部署 (部門)	(税理士等番号) 情 報 対 象 者	事務所所在地 又 は 住 所	情報内容等	回付年月日		局処理方針	備 考
						局	専門官		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・	(署) ・ ・	(・ ・)	

- (注) 1 「区分」欄は、情報の内容に応じていずれかを○で囲む。
2 「收受年月日」欄は、情報連絡せん等の收受（作成）年月日又は局からの回付年月日を記載する。
3 「作成部署（部門）」欄は、自署作成の場合は「自署・○○部門」と、他署作成の場合は作成署及び部門名を記載する。
4 「回付年月日」欄は、局及び活用署を管轄する税理士専門官に送付した年月日を記載する。
5 「局処理方針」欄は、活用署において情報提供せんに記載されている局処理方針を記載するとともに局から回付を受けた年月日を記載する。

税理士等情報管理簿（局用）

様式 3-3

区 分	收受年月日	作成部署 (部門)	(税理士等番号) 情 報 対 象 者	事務所所在地 又 は 住 所	情報内容等	回付年月日 (活用署)	局処理方針	備 考
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		
非 行 52 条	・ ・		()		(法第 条関係)	・ ・ (署)		

- (注) 1 「区分」欄は、情報の内容に応じていずれかを○で囲む。
2 「收受年月日」欄は、作成署から情報連絡せん等を收受した年月日を記載する。
3 「回付年月日（活用署）」欄は、活用署に回付した年月日及び当該活用署を記載する。

決裁年月日	署長	副署長	総務課長	税理士専門官	課長 佐補		担当者
・ ・							

税理士等実態確認表 (年 月)

署		
1 確認対象者	(税理士等番号、)	事務所等所在地
	生年月日 年 月 日 (歳)	上記以外 (□住・□事)
	□開業 □社員 □補助 □他 ()	
	会 支部 所属	
2 調査選定理由	☐ 情報連絡せん等有り ☐ 関与先・使用人等状況の確認 ☐ 関与先多数 ☐ 課税調査実施 ☐ 会計法人関連 ☐ その他 ()	
3 登録事項の確認	事務所等所在地が登録事項と一致しているか。 ☐ 一致 ☐ 不一致 (変更事項)	
4 業務の内容	業務請負契約書の作成	☐ 有 () ☐ 無 (委任状 ☐ 有 ☐ 無)
	使用人数	男 名 (内有資格者 名) ・ 女 名 (内有資格者 名)
	報酬の決済方法	☐ 振込・振替 (口座:) ☐ 小切手 ☐ 現金 (集金担当者:)
	関与先件数 内 42 条違反	法人 件 ・ 個人 件 ☐ 有 (法人 件 ・ 個人 件) ☐ 無
	税理士等本人による 納税者への平均接触 頻度	年・月 回程度 (□税理士等が関与先に赴くことはほとんどない。) (担当者 年・月 回程度)
	署名押印確認	☐ 本人 ☐ 各担当者 ☐ 税理士署名欄のみ本人 ☐ その他
	税理士等印鑑の保管使用状況 (認証カードを含む)	☐ 本人 ☐ 各担当者 ☐ その他
	税理士等本人の担当業務	☐ 担当者事務チェック ☐ 申告書の作成 ☐ 請負業務全般 ☐ その他
	税務代理 (調査立会い等)	☐ 本人 ☐ 各担当者 ☐ その他
	税務相談	☐ 本人 ☐ 各担当者 ☐ その他
	その他特記事項	
5 事務所の状況①	コンピューターの設置場所	☐ 税理士事務所内 ☐ その他
	会計ソフトの種類等	
	関与先帳簿等の保管の状況	☐ 有 (~ 年分) ⇒ 決算終了後返還 ☐ している。 ☐ していない。 ☐ 無

様式 4 - 1

5 事 務 所 の 状 況 ②	看板等の表示	税理士事務所				
	登録地以外事務所	☐ 有 ⇒ (名称) (所在地) ☐ 無				
	税理士業務処理簿の記載・備付	☐ 有 ☐ 記載不備 ☐ 無 (理由:)				
	使用人の源泉徴収	☐ 税理士事務所 ☐ 会計法人 ☐ その他 (人件費等の負担割合)				
	使用人に関する規定	☐ 服務規程 ☐ 指令・命令簿 ☐ 出勤簿 ☐ その他 () ☐ 無				
	出納管理者	☐ 税理士本人 ☐ 担当者 (氏名 続柄)				
	親族の従事状況	氏名 (続柄) (職務) 氏名 (続柄) (職務)				
6	情報連絡せん等の有無	☐ 有 (内容 :) ☐ 無				
7	確定申告書の提出の有無	☐ 有 ☐ 無 (税目 :)				
8	網紀監察関係研修の受講の有無	☐ 有 (名称: 回数: 回 受講日: 年 月 日) ☐ 無				
9	関連する会計法人の状況等	(法人名) (所在地) (所轄署 署: 整理番号)				
10	犯罪収益移転防止法の遵守状況	・ 顧客のために行う特定受任行為の代理等 ☐ 有 ☐ 無 ・ 本人確認記録の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無 ・ 取引記録等の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無				
11	確認内容等	(確認年月日 : 年 月 日)				
整理欄	非違事項	有 ・ 無	調査移行	有 ・ 無	税理士システムへの入力	☐ 済
	違反内容: ① (条該当) ② (条該当)					

(2/2)

決裁年月日	署長	副署長	総務課長	税理士専門官	課長補佐		担当者
・							

税理士法人実態確認表 (年 月)

署		
1 確認対象法人	(税理士法人番号)	事務所所在地
	設立年月日 年 月 日	上記以外 (☐ 主たる事務所 ☐ 従たる事務所)
	☐ 主たる事務所 ☐ 従たる事務所	
	会 支部 所属	
面接者 (☐ 代表社員税理士 ☐ 社員税理士)		
2 調査選定理由	☐ 情報連絡せん等有り ☐ 関与先・使用人等状況の確認 ☐ 関与先多数 ☐ 課税調査実施 ☐ 内部管理体制等の確認 ☐ その他 ()	
3 届出事項の確認	事務所所在地が届出事項と一致しているか。 ☐ 一致 ☐ 不一致 (変更事項)	
4 業務の内容	業務請負契約書の作成	☐ 有 () ☐ 無 (委任状 ☐ 有 ☐ 無)
	使用人数	男 名 (内有資格者 名) ・ 女 名 (内有資格者 名)
	報酬の決済方法	☐ 振込・振替 (口座:) ☐ 小切手 ☐ 現金 (集金担当者:)
	関与先件数	法人 件 ・ 個人 件
	代表社員税理士等による納税者への平均接触頻度	年・月 回程度 (☐ 代表社員税理士が関与先に赴くことはほとんどない。) (担当税理士 年・月 回程度)
	署名押印確認	☐ 担当税理士 ☐ 無資格担当者 ☐ 税理士署名欄のみ担当税理士 ☐ その他
	税理士等印鑑の保管使用状況 (認証カードを含む)	☐ 担当税理士 ☐ 無資格担当者 ☐ その他
	担当税理士の業務	☐ 事務チェック ☐ 申告書の作成 ☐ 請負業務全般 ☐ その他
	税務代理 (調査立会い等)	☐ 担当税理士 ☐ 無資格担当者 ☐ その他
	税務相談	☐ 担当税理士 ☐ 無資格担当者 ☐ その他
社員税理士の競業	☐ 有 (氏名 業務内容) ☐ 無	
その他特記事項		
5 内部管理体制等	内部規律規程	☐ 有 (名称 :) ☐ 無
	決裁等の記録	☐ 有 (※指示、復命・報告、処理の方法等を記載) ☐ 無
	社員税理士相互間の牽制方法等	社員税理士による会議等 年・月・週 回程度 (その他 ※社員税理士相互間のチェック体制等を記載)
	事務所間の連絡等	※従たる事務所がある場合のチェック体制等を記載

様式 4-2

6 事 務 所 の 状 況	コンピューター の設置場所	☐ 税理士事務所内 ☐ その他					
	会計ソフト の種類等						
	関与先帳簿等の保 管の状況	☐ 有 (～ 年分) ⇒ 決算終了後返還 ☐ している。 ☐ していない。 ☐ 無					
	看板等の表示	税理士法人					
	税理士業務処理簿 の記載・備付	☐ 有 ☐ 記載不備 ☐ 無 (理由:)					
	使用人に関する規程	☐ 服務規程 ☐ 指令・命令簿 ☐ 出勤簿 ☐ その他 () ☐ 無					
	出納管理者	氏名 (☐ 社員税理士 ☐ 補助税理士 ☐ その他)					
7	情報連絡せん等の 有無	☐ 有 (内容:) ☐ 無					
8	社員税理士等の状 況等	(税理士番号) 氏 名	登録 区分	登録事務所の名称と所在地		常駐	在職期間
				名 称	所在地		
		()	社員 補助			有・無	自 年 月 日 至 年 月 日
		()	社員 補助			有・無	自 年 月 日 至 年 月 日
		()	社員 補助			有・無	自 年 月 日 至 年 月 日
		()	社員 補助			有・無	自 年 月 日 至 年 月 日
		()	社員 補助			有・無	自 年 月 日 至 年 月 日
9	犯罪収益移転防止 法の遵守状況	・ 顧客のために行う特定受任行為の代理等 ☐ 有 ☐ 無 ・ 本人確認記録の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無 ・ 取引記録等の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無					
10	確 認 内 容 等	(確認年月日: 年 月 日)					
整理 欄	非違事項	有 ・ 無	調査移行	有 ・ 無	税理士システムへの入力	☐ 済	
	違反内容: ① (条該当) ② (条該当)						

年 月 処理分

調査事績書（署用）

署（ 調査事案）		※支援又は署を記載			
決裁年月日	署 長	副署長	総務課長	税理士専門官	担当者
・					
調査着手年月日		・	現在までの調査日数	日	
調 査 対 象 者	(税理士等番号：)		事務所等所在地		
	☐ 開業 ☐ 社員 ☐ 補助 ☐ 52条 ☐ 税理士法人 ☐ 他 ()		上記以外 (☐ 住・ ☐ 事)		
	会 支部 所属				
非 違 等 の 概 要	【 非違の有無 ： 有 (法第 条) ・ 無 】				
処 理 方 針	処理案				
	理由等				
税 理 士 等 調 査 事 案 検 討 会	開 催 日	出 席 者			
	・ ・				
(決定事項)					
処 理 て ん 末	【 処理年月日 ： ・ ・ 】				
	税理士法違反行為等報告書の作成の有無		有 (記号番号) ・ 無		
整 理 欄	【 局連絡年月日 ： ・ ・ 】				

年 月 処 理 分

調査事績書（局用）

署		※事務所所在地等を管轄する署を記載				
決裁年月日	局 長	総務部長	総務課長	税理士監理官	課長補佐	税理士専門官
・ ・ ・						
調査着手年月日		・ ・		現在までの調査日数		日
調 査 対 象 者	(税理士等番号 :)			事務所等所在地		
	☐ 開業 ☐ 社員 ☐ 補助 ☐ 52条 ☐ 税理士法人 ☐ 他 ()			上記以外 (☐ 住 ・ ☐ 事)		
	会 支部 所属					
非 違 等 の 概 要	【 非違の有無 : 有 (法第 条) ・ 無 】					
処 理 方 針	処理案					
	理由等					
処 理 て ん 末	【 処理年月日 : ・ ・ 】					
	税理士法違反行為等報告書の作成の有無			有 (記号番号) ・ 無		
整 理 欄	【 署連絡年月日 : ・ ・ 】					

送 達 記 録 書

下記のとおりに送達した。				平成 年 月 日	
				(送達者) 税務署	
				財務事務官 印	
送達を受けるべき者	住所				
	氏名				
書 類 名					
受取人署名（記名）押印			印		
送達を受けるべき者との関係					
送達した場所				送達時間	午前 午後 時 分
備 考					

様式 7-1

記 号 番 号
平成 年 月 日

日本弁護士会連合会会長 殿

税 務 署 長

弁 護 士 登 録 の 有 無 に つ い て

税理士事務に関し必要がありますので、下記の者に係る弁護士の登録の有無（通称名等を使用している場合はその有無を含む。）についてご回答ください。

記

住 所

氏 名

生 年 月 日

様式7-2

記 号 番 号
平成 年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

税 務 署 長

公認会計士登録の有無について

税理士事務に関し必要がありますので、下記の者に係る公認会計士及び公認会計士補の
登録の有無についてご回答ください。

記

住 所

氏 名

生 年 月 日

税理士登録申請書副本受付簿（署用）

取扱者印	受付年月日	氏 名	住 所	経 由 税理士会	通知の概要	局 送 付 年 月 日	備 考
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	
	・ ・					・ ・	

（注）「備考」欄は、登録を拒否した旨の通知を受けた場合等の事項を記載すること。

様式 8-2

様式-18

税理士資格等の確認表

氏名		住所		電話	
確 認 事 項	1	国税等を不正に免れた等の 行為の有無等 (法 24 三)	有・無		
	2	国税等の不正還付を受けた 等の行為の有無等 (法 24 四)	有・無		
	3	国税等の法令による刑罰 (通告処分を含む)の有無等 (法 24 五)	有・無		
	4	税理士としての適格性の有 無等 (法 24 七)	有・無		
そ の 他 参考事項					

(注) 登録拒否事由に該当する者であると認められる場合には、その事実等に係る資料を添付する。

臨時の税務書類の作成等の許可申請書

平成○年○月○日

○○ 国 税 局 長
殿
沖縄国税事務所長

住 所

所属団体等の名称
及びその主たる
事務所の所在地

地位又は職名

氏 名 印

下記により税理士法第50条第1項の規定による許可を申請します。

記

- 1 税 目 申告所得税・個人事業者に係る消費税
(注) 取扱いを希望する税目を○で囲む。
- 2 事務の種類 課税標準若しくは税額に関する申告書の作成及びこれに
関連する税務相談
- 3 期 間

申 告 所 得 税				個人事業者に係る消費税			
平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで
平成	年	月	日まで	平成	年	月	日まで
- 4 地 域
- 5 取り扱う申告者数 約 名

税理士法第 42 条ただし書の規定に
よる承認の申請書

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

税理士事務所所在地
(又はその予定地)

住 所

登 録 番 号

氏 名

印

税理士法施行規則第 20 条の規定に基づき、税理士法第 42 条ただし書の規定による承認を受けたいので申請します。

離職後 1 年間における関与予定先、離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属した事務、離職の事由及びその年月日並びにその他参考となる事項は、下記のとおりであります。

記

- 1 離職後 1 年間における関与予定先
- 2 離職前 1 年以内に占めていた職
- 3 同上の所掌に属する事務
- 4 離職の事由及びその年月日
- 5 その他参考となる事項

税理士法第 42 条ただし書の規定に
よる承認の申請に対する意見書

記号番号

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官
国 税 局 長
沖縄国税事務所長

殿

国税局長、沖縄国税事務所長
税務署長、国税不服審判所長
都道府県知事
市町村長

印

〇〇〇〇に係る税理士法第 42 条ただし書の規定による承認の申請に対する意見は、
下記のとおりであります。

なお、この意見の裏付けとなる資料を、別紙のとおり添付します。

記

氏 名		住 所	
登 録 番 号		事務所所在地 又はその予定地	
承認可否に関する 意見及びその理由			

税理士法第 42 条ただし書の規定による承認の申請

に対する { 承認
却下 } 通知書

記号番号

平成 年 月 日

殿

国税庁長官

印

税理士法施行規則第 20 条の規定により平成 年 月 日付で提出された
税理士法第 42 条ただし書の規定による承認申請については、これを { 承認
別紙理由
により却下 } したから通知します。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。